

環境報告書ガイドライン（2000年度版）

～環境報告書作成のための手引き～

平成13年2月

環 境 省

目 次

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 序 章 | ガイドラインの発行に当たって | 1 |
| 1. | ガイドラインの発行の趣旨 | 1 |
| 2. | 環境報告書の現状 | 5 |
| 第1章 | 環境報告書をなぜ作るのか | 8 |
| 1. | 環境報告書作成・公表の必要性和メリット | 8 |
| 2. | 環境報告書の受け手と利害関係者 | 10 |
| 3. | 環境報告書の対象範囲と公表媒体 | 12 |
| 4. | 中小事業者等における環境報告書 | 13 |
| 第2章 | 環境報告書のあり方 | 16 |
| 1. | 報告に当たっての基本的要件 | 16 |
| 2. | 報告に当たっての原則 | 17 |
| 3. | 環境報告書の信頼性の確保に向けての仕組み | 20 |
| 4. | 環境パフォーマンス指標について | 22 |
| 5. | 環境会計情報について | 23 |
| 第3章 | 環境報告書に何を記載するか | 26 |
| 1. | 環境報告書の全体構成 | 26 |
| 2. | 基本的項目 | 28 |
| 3. | 環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括 | 30 |
| 4. | 環境マネジメントに関する状況 | 33 |
| 5. | 環境負荷の低減に向けた取組の状況 | 36 |
| 終 章 | ガイドラインの継続的改善に向けて | 52 |

資料編

1. 環境にやさしい企業行動調査結果
2. 環境報告書に関する社会的な動き
3. 第三者レビューの現状と課題
4. 環境レポート大賞
5. 環境報告書に関する情報入手先
6. 環境活動評価プログラム概要
7. 環境カウンセラー登録制度
8. 環境報告書の作成手順の一例

序 章 ガイドラインの発行に当たって

1. ガイドラインの発行の趣旨

1) 背景

21世紀において私たちは、現行の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを変革し、持続可能な環境保全型の社会を構築していかなければなりません。そのためには社会経済活動の中に占める地位が極めて大きい事業者の、自主的、積極的な取組が必要不可欠となっています。

また、事業者にとって、より少ない資源・エネルギー消費と廃棄物等の排出により、より質の高い事業活動を行っていくことや、新しい環境配慮型の製品やサービスを提供していくことなどは、経営にとってもメリットをもたらすものとなってきています。

事業者が環境保全への取組を行っていくためには、自らが発生させている環境負荷の低減に向けた方針や計画等を作成し推進するための仕組み（環境マネジメントシステム）の構築、環境負荷の低減のための具体的取組の成果（環境パフォーマンス）を把握・評価するプロセスの整備や指標の選択が必要となります。

既に環境マネジメントシステムについては、1996年にISO（国際標準化機構）がISO14001（JIS Q 14001）（環境マネジメントシステム - 仕様及び利用の手引）を発行し、我が国においても、多くの事業者がその認証を取得しています（2000年12月末で5,222件）。環境パフォーマンス評価のプロセスについては、1999年にISO14031（JIS Q 14031）（環境パフォーマンス評価 - 指針）が発行されています。

また、環境省では、環境パフォーマンス指標の共通の枠組みを示すこと等を目的として「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」をとりまとめて公表するとともに、事業者の環境保全への取組に係るコストと効果を定量的に評価するための枠組みの一つとして「環境会計システムの導入に向けたガイドライン（2000年版）」をとりまとめて公表しています。

そして近年、事業者は環境に関する情報を公開していく社会的責務があるとの考え方が広まりつつあり、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンスの状況や、環境会計情報等を取りまとめた環境報告書を作成して広く社会に公表し、消費者、投資家、取引先、地域住民等の利害関係者（ステークホルダー）との環境コミュニケーションを行っていくことの重要性が高まってきています。積極的な環境コミュニケーションは、事業者が事業活動を自ら改善していくとともに、環境保全に積極的な事業者が適切に評価され、社会からの信頼を勝ち得ていくことに大きく役立つと考えられます。

しかしながら、環境報告書の作成の取組は、一部の大手事業者に先進的なものが見られる他は緒についたばかりであり、作成に当たっての原則や記載することが必要と考えられる項目等をわかりやすく、かつ、適切に示していくガイドラインが求められています。このため、環境庁では、1997年6月に『環境報告書作成ガイドライン～よくわかる環境報告書の作り方』を策定し、環境報告書の普及を図ってきたところです。

しかしここ数年、環境報告書を作成・公表する事業者が急速に増加し、また、内容面での進展も見られてきました。さらに、環境報告書をベースとして事業者の環境パフォーマンスを第三者が評価する動きも始まっています。国際的にも、環境報告書に関して様々なガイドライン等が作成されています。

このような状況を受け、環境省では、この度、より質の高い環境報告書の作成を促すとともに、国際的なガイドラインも十分に参考にしつつ、我が国の状況に適合したわかりやすい環境報告書のガイドラインを策定することを目的として、1997年のガイドラインの全面改訂を行いました。改訂に当たっては、2000年9月に「環境報告書作成ガイドライン改訂検討会」を設置し、合計4回の会合を重ねて、ガイドラインの内容を検討してきました。

2) 環境報告書ガイドラインの目的と内容

このガイドラインは、環境報告書に係る国内外の最新の動向を踏まえ、その望ましいと思われる方向及び内容を取りまとめ、環境報告書を作成・公表しようと考えている事業者の方々はもとより、既に環境報告書を作成・公表している事業者の方々にも、実務的な手引きとなるよう作成したものです。

初めて環境報告書の作成に取り組む事業者にあつては、まず第1章の環境報告書の作成の必要性や利害関係者に関する記述、第2章の環境報告の基本的要件や原則などを参考にし、その作成に取り組んでいただき、さらには、環境報告書に必要と考えられる項目等を取りまとめている第3章を踏まえて、その項目や内容を検討していただきたいと思ひます。

既に環境報告書を作成・公表している事業者にあつては、自らの環境報告書をこのガイドラインの項目・内容と比較し、今後の環境報告書の改善、改良の検討に活用していただきたいと思ひます。

第3章の「環境報告書に何を記載するか」では、「環境報告書に必要と考えられる項目」を18項目列挙しています。さらに、各項目の中で、原則として「重要な記載内容」、「業態により重要となる記載内容」及び「可能であれば記載することが望ましい内容」を掲載しています。「重要な記載内容」とは、国内外で既に発行されている環境報告書等のガイドラインで共通して取り上げられている内容であり、また、ステークホルダーからのニーズが高い情報です。「業態により重要となる記載内容」とは、各業種・業態の事業特性に応じて重要と考えられる情報です。「可能であれば記載することが望ましい内容」とは、環境報告書に記載することが必須ではありませんが、環境コミュニケーションのツールあるいは社会的説明責任等の観点から、読者の理解を助け、また、内容の客観性を高めると考えられる情報です。

またこのガイドラインは、環境報告書に必要と考えられる項目や重要な記載内容等を示すとともに、それぞれの項目や内容について、その重要性や記載方法等の解説もしていますので、事業者の利害関係者が、環境報告書を読んだり、分析したりする上での手引きとして活用していただくことも期待しています。

3) ガイドラインの対象

現在、我が国においては、上場企業及び比較的従業員数が多い(500人程度以上)企業・事業者は約6000社ほどありますが、この内、環境報告書を作成・公表している事業者は約300社程度に過ぎないと推定されます。環境報告書は、将来的には、全ての事業者が作成・公表していくことが理想ですが、まずは、資金及び人材が比較的豊富である大手企業が積極的にこのような取組を行っていくことが望まれます。

そこでこのガイドラインでは、ガイドラインに示した項目や内容を盛り込んだ環境報告書を作成する事業者として、当面、上場企業やそれに相当する大規模事業者(従業員数500人程度以上)を想定しています。ただし、環境報告書の作成を始めたばかりの事業者や、中小事業者(工場等のサイト単位を含む)の場合は、このガイドラインを参考に、可能なところから、可能な範囲で段階的に取り組んで行っていただければ良いと考えています。また、環境省では別途、中小事業者が、比較的容易に環境保全への取組と、環境報告書の作成ができるよう、「環境活動評価プログラム(エコアクション2.1)」を策定していますので、こちらも参考にしてください。

4) 創意工夫の勧め～特色ある環境報告書の作成を

環境報告書の意義は、環境コミュニケーションの重要なツールであるとともに、社会に対して自らが発生させた環境負荷についての説明責任を果たすものですから、環境報告書には社会的に記載すべき項目や内容があると考えられます。しかしその一方で、事業者の経営方針や考え方、風土や特徴が反映されるべきものであり、その点では環境報告書の項目や内容、さらには紙媒体だけでなくインターネットなどの活用も含めた公表の方法等について、各事業者の「創意工夫」が求められるものでもあります。優れた環境報告書とは、この二つの点を同時に満たしたものであり、各事業者の創意工夫が大切です。このガイドラインの趣旨を踏まえた上で、各事業者の特色が反映された環境報告書を作成・公表していただければ幸いです。

このガイドラインの普及状況を確認し、内容の継続的改善を図っていくため、このガイドラインを参考に環境報告書を作成した場合には、環境報告書にその旨を明記していただくことを希望しています。ただし、その場合、環境報告書の作成を始めたばかりの事業者にとっては、ガイドラインで示した項目等の全てを記載することは難しい場合もあると思います。そのような場合でも、記載できなかった「環境報告書に必要と考えられる項目」(27～28頁にある18項目)については、原則としてその理由も含めて明記してください。なお、この場合は、今後、段階的に環境報告書の記載内容を充実させていく旨を明記することが望まれます。

環境省 環境報告書作成ガイドライン改訂検討会委員

- (座長) 河野 正男：横浜国立大学 大学院国際社会科学研究科教授
乙間 末廣：環境省国立環境研究所 社会環境システム部環境計画研究室長
兼先 伸和：日産自動車（株） 環境・安全技術部課長
倉阪 智子：公認会計士
倉阪 秀史：千葉大学 法経学部助教授 / 財団法人地球環境戦略研究機関客員研究員
國部 克彦：神戸大学 大学院経営学研究科助教授
後藤 敏彦：環境監査研究会 代表幹事 / G R I (グローバル・リポーターズ・イニシアティブ) 運営委員
小林 珠江：(株)西友 環境対策室長
駒谷 進：キリンビール（株） 社会環境部長
多田 博之：ソニー（株） 社会環境部企画室長
筑紫みずえ：(株)グッドバンカー 代表取締役
横山 宏：(株)日立製作所 環境本部社会環境センタ長

- (事務局) 環境省 総合環境政策局 環境経済課
(株)エコマネジメント研究所

2 . 環境報告書の現状

1) 環境報告書の作成・公表の取組の広がり

環境報告書を作成・公表する事業者数は、国内外において増加傾向にあり、上場企業の 15 % 以上が、環境報告書を作成・公表しています。その目的は、情報提供等の社会的責任、自社の環境保全への取組の P R、環境コミュニケーションの推進、社員教育などとなっています。

環境庁が実施している「環境にやさしい企業行動調査」の平成 11 年度の結果によれば、環境に関するデータ、取組等の情報を公開している企業は、上場企業で 40.9 %、非上場企業で 25.8 % でした。これは、10 年度の結果と比べると、上場企業で 5.2 ポイント増加しています。

その情報公開の方法としては、インターネットのホームページや環境に関するパンフレット、さらには環境報告書など様々な方法があり、特に環境報告書は、上場企業の 15 % 以上が作成・公表しており、近年、このような取組を行う事業者が大きく増加しつつあります。

また、環境報告書の作成・公表の目的は、「情報提供等の社会的責任」、「自社における環境に関する取組の P R のため」、「利害関係者とのコミュニケーションのため」、「社員等への環境に関する教育のため」などが挙げられています。

2) 環境報告書に関する社会的な動き

環境報告書は、環境コミュニケーションのツール、あるいは事業者評価に当たっての基礎情報、さらには事業者自身の環境保全活動推進のツールなど、多くの機能があります。そのため、この「環境報告書」を一つの鍵として、環境会計、エコファンド、環境報告書の第三者レビューなど、様々な社会的な動きが起こってきています。

環境報告書のガイドライン

環境報告書のガイドラインの例として、国際的には CERES(Coalition for Environmentally Responsible Economies)、PERI(Public Environmental Reporting Initiative)、UNEP (United Nations Environment Programme)、WICE(World Industry Council for theEnvironment)等が発行したものが 있습니다。また、1997 年からは、GRI(Global Reporting Initiative)において、各種ガイドラインを統合しグローバルスタンダードを作成していこうとする取組が進められており、その成果は、2000 年 6 月に「持続可能性報告のガイドライン(2000 年版)」として公表されています。

我が国においては、1997 年に環境庁発行の「環境報告書作成ガイドライン」が最初のものであります。

なお、オランダ、デンマーク等では、環境報告書の作成を義務づける制度が設けられており、また、EUでは、環境報告書の作成・公表も盛り込んだ、環境管理監査制度(EMAS)が実施されています。

優れた環境報告書の表彰制度

優れた環境報告書に対する表彰は、欧米をはじめ多くの国で実施されていて、1997年には、イギリスのACCA（公認会計士勅許協会）の呼びかけにより欧州環境報告書賞が創設され、現在、イギリス、デンマーク、オランダ、ベルギー、フランス、ドイツ等の12カ国が参加する制度となっています。

我が国でも、（財）地球・人間環境フォーラム及び（社）全国環境保全推進連合会の共催（環境省等が後援）による「環境レポート大賞」が1997年より、東洋経済新報社及びグリーンリポーティングフォーラム（民間団体）の共催による「環境報告書賞（グリーン・リポーティング・アワード）」が1998年より、それぞれ実施されており、優れた環境報告書を社会的に評価しようという動きが広がってきています。

環境報告書の関係者による交流の広がり

1998年6月に、環境報告書等による環境コミュニケーションの発展を図ることを目的として、幅広い事業者、NGO、学識経験者等によるネットワーク組織「環境報告書ネットワーク（NER）」が設立されており、研究会やシンポジウムの開催等の活動を実施しています。また、環境省やその他の各種団体においても環境報告書等に関するシンポジウム等が数多く実施されており、このような環境報告書に係わる関係者による交流の輪、ネットワークが拡大しつつあります。

環境会計の取組の広がり

近年、いわゆる「環境会計」の実施を試み、これを環境報告書に記載する事業者が急速に増加しています。「環境会計」は、環境保全への取組を貨幣単位等により定量的に評価するための枠組みの一つであり、環境保全への取組状況を利害関係者に示す手法の一つとしても重要と考えられています。

環境会計については、環境省の「環境会計システムの確立に関する検討会」（座長：河野正男 横浜国立大学大学院国際社会科学部教授）において、2000年5月に「環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000年版）」がとりまとめられ発表されています。

環境報告書をベースにした事業者評価、エコファンドの広がり

環境報告書等により公表された事業者の環境情報などをもとに、事業者の環境保全への取組状況を評価する、いわゆる「環境格付け」の動きが国際的に広がりつつあり、既に欧米では複数の格付け機関が活動を行っていて、その中で日本企業が格付けされる例も増えつつあります。我が国においても、民間の研究機関や大学、新聞社等において、事業者の環境保全への取組状況を調査し、その結果を評価して公表する事例が出てきています。

また、環境保全への取組を熱心に行っていると考えられる事業者の株式に投資する、いわゆる「エコファンド」が、1999年秋より相次いで発売され、大きな人気を博しています。この投資先の事業者の選定に当たっては、環境報告書に記載されている情報も勘案されています。

環境報告書の第三者レビューの取組の広がり

環境報告書によるコミュニケーションを有効なものとする上で、その信頼性を確保し向上させることが重要であると考えられています。そのためには、まず、個々の事業者が、事実に基づく適正な記述を行うことが基本ですが、より一層、環境報告書の信頼性を高めるために、第三者によるレビュー（検証）等を受ける事業者が国内外で増えつつあります。同時に、その公平・公正な実施方法等について、検討が必要であるとの意見も高まってきています。

環境パフォーマンス評価の指標の検討

環境報告書には、環境への負荷や対策の状況（環境パフォーマンス）を表すため、例えば、CO₂排出量、廃棄物発生量、リサイクル率など様々な指標が盛り込まれています。どのような指標を選択し、どのような形で表現するかについては、環境報告書において事業者が、事業の特性等に応じて重要な面が適切に表現されるよう工夫することが重要ですが、一方、事業者によって、指標の項目や算出方法に基本的な整合性もなく「バラバラ」といった状態になれば、相互の比較が不可能になるおそれもあります。

このため、環境省では、2000年5月に「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会（座長：山本良一 東京大学国際・産学共同研究センター教授）」を発足させ、その審議を経て、「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」を発行しています。これをもとに、本ガイドラインの第3章第4節及び第5節の内容は作成されています。